

第四編

行事・事業この十年

(平成九年度～平成十八年度)

第一章 知事会議

第一節 全国知事会議

全国知事会議は、規約において毎年二回開催するほか、必要があるときは臨時に開くことができるとされている。会議においては、正副会長会議又は理事会の議を経た要望事項等重要な政策、規約の制定改廃及び内閣・国会に対する意見具申等の案件について議決することとされている。

この十年間における全国知事会議の開催状況は、本会の要望事項の審議、地方財政対策の協議、前回の会議以降に行われた緊急要望の追認等のため各年度七月と十二月に定例的に開催されてきている。このほか、平成十一年五月及び平成十五年五月には「役員改選」のため、さらに、平成十五年九月、平成十七年二月及び平成十九年五月には「会長選任」のため臨時に開催されている。

また、近年は三位一体の改革等地方分権改革推進等について協議するため、臨時に開催される回数が増えており、平成十五年度六回、平成十六年度六回、平成十七年度五回、平成十八年度五回の会議が開催され、長時間にわたる活発な議論が行われている。

(一) 毎年七月に開催される全国知事会議は、翌年度の「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を中心に審議が行われている。以下、この十年間における開催状況は、平成八年度千葉県、平成九年度宮崎県、平成十年度長野県、平成十一年度鳥取県、平成十二年度兵庫県、平成十三年度福島県、平成十四年度沖縄県、平成十五年度岐阜

県、平成十六年度新潟県、平成十七年度徳島県、平成十八年度島根県と地方で開催されている。

(二) 毎年十二月に開催される全国知事会議は、翌年度の「地方行財政対策」についての協議を中心に例年都道府県会館において開催されている。

(三) 以下、この十年間における全国知事会議の議決事項(協議事項含む)を列記すると次のとおりである。ただし、緊急要望等追認事項は省略している。

●平成九年度

九・七・十七……………・平成十年度の国の施策並びに予算に関する要望について

・地方分権の実現と財政構造改革に関する緊急決議

・国と地方の良好な関係の確保に関する緊急決議

・郵政事業の改革に関する緊急決議

・地震等自然災害による被災者の自立再建を支援する災害相互支援基金の創設に関する緊急決議

・全国知事会副会長の選任(補充)について

副会長 佐藤福島県知事(佐々木秋田県知事の後任)

・全国知事会監事の選任(補充)について

監事 高橋山形県知事(平山新潟県知事の後任)

谷本石川県知事(梶原岐阜県知事の後任)

・法令などによらない分担金等の抛出について

九・十二・二十……………全国知事会運営資金管理処分要領

・平成十年度地方財政対策について（協議）

●平成十年度

十・七・十六……………平成十一年度国の施策並びに予算に関する要望について

・「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」
についての決議

・国から地方への事務・権限の移譲に関する決議

・全国知事会監事の選任（補充）について

監事 福島熊本県知事（大田沖繩県知事の後任）

・被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に関する申し合わせについて（協議）

・被災者生活再建新制度の確立に関する決議について（協議）

十・十二・二十一……………被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に係る案分方法及び拠出額について

・平成十一年度地方財政対策について（協議）

・被災者生活再建支援事業運営委員会の委員に関する申し合わせについて（協議）

●平成十一年度

十一・五・二十五……………全国知事会役員の選任について

会長 土屋埼玉県知事

副会長 佐藤福島県知事

中沖富山県知事

荒巻京都府知事

橋本高知県知事

松形宮崎県知事

監事

渡辺栃木県知事

山田大阪府知事

真鍋香川県知事

十一・七・十五……………平成十二年度国の施策並びに予算に関する要望について

・平成十一年六月末の豪雨災害の復旧対策に関する緊急要望

十一・十二・二十一……………平成十二年度地方財政対策について（協議）

・第二十九回オリンピック競技大会の大阪招致に関する決議について

・地方分権推進体制の維持に関する緊急要望について

●平成十二年度

十二・七・十八……………全国知事会監事の選任（補充）について

監事 太田大阪府知事（山田大阪府知事の後任）

・平成十三年度国の施策並びに予算に関する要望について

・地方税財源の充実確保に関する緊急要望

・法人事業税への外形標準課税の早期導入に関する緊急要望

・道路特定財源制度の堅持に関する緊急要望

・分科会「分権型社会を目指して」

○国と地方の新しい関係

○新しい時代に対応した地方行財政システムの改革

○地域経済の活性化と新しい地域づくり

十二・十二・二十……………「国の立法等に係る第三者機関（仮称）」の設置について

・平成十三年度地方財政対策について（協議）

●平成十三年度

十三・七・十八……………全国知事会監事の選任（補充）について

監事 小寺群馬県知事（渡辺栃木県知事の後任）

・情報化推進対策特別委員会の設置について

・平成十四年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・地方分権改革の推進に関する緊急要望

・地方税財源の充実確保に関する緊急要望

・法人事業税への外形標準課税の早期実現に関する緊急要望

・ハンセン病問題に関する緊急申し合わせ

・セミナー「二十一世紀にふさわしい地方行財政、地域社会のあり方」

○二十一世紀にふさわしい地方行財政制度の確立に向けて

○少子・高齢、人口減少社会への円滑な移行

○男女共同参画社会の形成に向けて

○NPO・ボランティアなど住民参加による地域づくり

○環境・景観の保全と創造

○地方自治体のIT化推進に向けた取り組みについて

十三・十二・二十……………全国知事会監事の選任（補充）について

監事 加戸愛媛県知事（真鍋香川県知事の後任）

・事務総長の選任について

事務総長 嶋津 昭氏（紀内隆宏氏の後任）

・道路整備の推進に関する緊急要望

・平成十四年度地方財政対策について（協議）

●平成十四年度

十四・七・十八……………全国知事会副会長の選任（補充）について

副会長 栗田福井県知事（荒巻京都府知事の後任）

・平成十五年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・外形標準課税の平成十五年導入に関する緊急決議

・個人情報保護法制の早期整備に関する緊急要望

・分科会「二十一世紀にふさわしい地方財政、地域社会のあり方」

○地方分権時代にふさわしい地方行財政制度の確立について

○産学官連携による新たな産業政策の展開について

○環境型社会の構築に向けた環境政策の充実について

○NPO・NGO、ボランティア活動と行政のパートナーシップについて

○地方自治体における新たな地域づくり、人づくりについて

十四・十二・十九……………今後の高速道路の整備に関する緊急提言

・国民体育大会に関する緊急決議

・地方分権改革推進会議への対応について

●平成十五年度

十五・五・二十三……………全国知事会役員の選任について

会 長 土屋埼玉県知事

副会長 佐藤福島県知事 中沖富山県知事

澄田島根県知事 須賀鹿児島県知事

監 事 高橋山形県知事 谷本石川県知事 二井山口県知事

・三位一体改革に関する緊急決議について

十五・七・十七……………平成十六年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・地方税財政基盤の確立に関する緊急決議

・自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議

・次期総選挙における各政党のマニフェスト等に地方分権の推進について明記するよう求めるアピール

・次期総選挙における各政党のマニフェスト等に地方分権の推進について明記するよう求めるアピール（協議）

・日本地方自治憲章について（協議）

- ・全国知事会会長選任について（協議）
 - ・テーマ討議「地方行財政制度の改革」
 - ・グループ討議
 - 国と地方の役割分担と今後の都道府県のあり方
 - 地域産業の振興による雇用の創出、確保
 - 二十一世紀を担う人づくりの推進
 - 循環型社会の形成に向けた廃棄物対策
- 十五・九・十二……………全国知事会会長の選任について
- 会 長 梶原岐阜県知事
- ・事務総長の選任について
 - 事務総長 中川浩明氏（鳴津 昭氏の後任）
- 十五・十一・十八……………全国知事会合意形成のルール（協議）
- ・全国知事会副会長の選任（補充）について
 - 副会長 小寺群馬県知事（吉村長野県知事の後任）
 - ・三位一体の改革に関する提言について
 - ・政府等の各種審議会・委員会の委員に係る推薦等ルールについて申し合わせ（協議）
 - ・三位一体改革をめぐる諸問題について（協議）
- 十六・三・三十……………住宅再建支援制度への運営資金の拠出に係る案分方法及び拠出額について

●平成十六年度

・三位一体改革の今後の取り組み等について（協議）

十六・五・二十五……………平成十七年度における「三位一体の改革」に関する提言

・住宅再建支援制度への運営資金の拠出に係る申し合わせ

十六・七・十五……………平成十七年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・知事会改革研究会の改革案について（協議）

・三位一体改革の推進について（協議）

十六・八・十八～十九…豪雨による大規模災害対策の充実強化についての緊急提言について

・国庫補助負担金等に関する改革案について

・全国知事会改革案について（協議）

十六・十一・十一……………全国知事会副会長の選任（補充）について

副会長 金子長崎県知事（須賀鹿兒島県知事の後任）

・平成十六年大規模災害に係る緊急提言について

・三位一体改革について（協議）

・政府主催全国道府県知事会議について（協議）

・研究会の活動状況について（協議）

十六・十二・十四……………全国知事会監事の選任（補充）について

監事 浅野宮城県知事（高橋山形県知事の後任）

- ・全国知事会規約の一部改正について
- ・三位一体改革について（協議）
- ・平成十七年度地方財政対策について（協議）
- ・地方分権の趣旨に添った「三位一体の改革」の推進に関する決議
- ・全国知事会の会長の選任について（選挙）

会 長 麻生福岡県知事

・全国知事会副会長の選任（補充）について

副会長 谷本石川県知事（中沖富山県知事の後任）

・全国知事会理事の選任（補充）について

理 事 神田愛知県知事（梶原岐阜県知事の後任）

浅野宮城県知事（高橋山形県知事の後任）

・全国知事会監事の選任（補充）について

監 事 野呂三重県知事（谷本石川県知事の後任）

●平成十七年度

十七・五・三十一……………全国知事会規約等の一部改正について

・特別委員会の設置等について

・三位一体の改革の今後の進め方について（協議）

・地方の自己改革に関する決意表明について（協議）

十七・七・十三〜十四……全国知事会役員の選任（補充）について

副会長 稲嶺沖繩県知事（金子長崎県知事の後任）

理事 國松滋賀県知事（木村和歌山県知事の後任）

金子長崎県知事（麻生福岡県知事の後任）

監事 増田岩手県知事（浅野宮城県知事の後任）

・平成十八年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・アスベストによる健康被害に関する緊急要望

・三位一体改革の推進について（協議）

・国庫補助負担金等に関する改革案

・秋の闘いに向けた各都道府県知事の行動方針

・全国知事会としての憲法問題について（協議）

・マニフェスト（政権公約）について（協議）

十七・八・二十六……各政党の政権公約の評価について（協議）

・憲法問題特別委員会の中間報告骨子（案）について（協議）

十七・十一・十……「憲法問題に関する中間報告書（案）」について

・第二十八次地方制度調査会における「道州制のあり方」の審議内容に対する意見

（案）について

・三位一体改革の今後の取り組みについて（協議）

十七・十二・十九……………
 ・家庭用ゲームソフトの販売等に関する自主規制についての要請について（協議）
 ・全国知事会理事の選任（補充）について

理 事 増田岩手県知事（浅野宮城県知事の後任）

・全国知事会監事の選任（補充）について

監 事 寺田秋田県知事（増田岩手県知事の後任）

・平成十八年度までの三位一体改革の総括と十九年度以降の分権改革推進について
 （協議）

・法令外分担金の拠出について（協議）

●平成十八年度

十八・五・三十……………
 ・「医療制度改革に関する意見」について

・「新型インフルエンザに係る対応体制の整備に関する意見」について

・地方分権改革関係、歳出・歳入一体改革等の動向及び「地方分権の推進に関する意見」の提出について

十八・七・十二〜十三…
 ・平成十九年度国の施策並びに予算に関する提案・要望

・竹島問題に関する緊急声明

・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定の改正について

・地方分権改革の今後の進め方について

・「地方自治先進政策センター（仮称）」構想について（協議）

- 十八・十一・二十四……・副会長の選任（補充）について
- ・「分権型社会における広域自治体のあり方」について（協議）
- 副会長 増田岩手県知事（佐藤福島県知事の後任）
- 潮谷熊本県知事（稲嶺沖縄県知事の後任）
- ・理事の選任（補充）について
- 理事 寺田秋田県知事（増田岩手県知事の後任）
- 太田大阪府知事（國松滋賀県知事の後任）
- 橋本高知県知事（真鍋香川県知事の後任）
- ・監事の選任（補充）について
- 監事 高橋北海道知事（寺田秋田県知事の後任）
- ・知事の不祥事に関する対応について（協議）
- ・地方分権改革の今後の取組みについて（協議）
- 十八・十二・十八……・都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）
- ・官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言
- ・地方分権改革の今後の取組み（協議）
- ・平成十九年度法令外分担金の抛出に係る取扱いについて
- 十九・一・十八……・あるべき道州制の姿について
- ・道州制に関する基本的考え方

第二節 各種会議

一 正副会長会議及び理事会

正副会長会議は、会長補佐機能を強化するため平成十六年十二月の知事会議において設置が決議され、全国知事会としての政策提言や会務全般に関する会長への助言及び特別委員会の設置の決定を行っている。

理事会は、本会の規則及び予算・決算、その他一般会務に関する事項について議決する他、平成十六年十二月の規約の一部改正により、理事会機能が強化され、政府に対する意見具申に関する事項についての審議も行うようになった。また、全国知事会議に付議する案件については事前に審議を行っている。

本会の決算については七月開催の理事会において、予算については十二月開催の理事会において、審議され議決が行われている。

なお、正副会長会議・理事会合同会議として、全国知事会議に先立ち開催したり、また、地方行財政等で緊急に本会の対応について協議を要する場合に、緊急役員会として役員県以外の知事の参加も呼び掛け開催している。

二 政策審議会

政策審議会は、会長・副会長及び政策審議委員で組織され、委員会の所管に属する地方行財政に関する政策及び内閣または国会に対する意見具申に関することを審議を行っていたが、平成十六年十二月に理事会活動の強化を目的として、政策審議会の機能を理事会に持たせる規約の一部改正が行われ、政策審議会は廃止となった。

三 常任委員会及び特別委員会

常任委員会は、地方行財政に関する事項の調査、研究及び政策の立案並びにその推進を図るため、○総務常任委員会、○農林商工常任委員会、○建設運輸常任委員会、○社会文教常任委員会の四つが設置されている。常任委員会は、例年七月に開催される理事会及び全国知事会議に提案される翌年度の国の施策並びに予算に関する本案の提案・要望案を中心に審議を行っているほか、必要に応じ適時開催されている。

また、総務常任委員会には、○自治医科大学運営小委員会、○再建法制等問題小委員会の二つの小委員会が設置されている。

なお、平成十六年十二月の全国知事会議において調査委員会の名称が常任委員会に変更されている。

特別委員会は、地方行財政に関する特定の重要政策課題について審議するため全国知事会議の議決により、十の特別委員会が設置されている。現在の形になったのは、平成十七年四月の正副会長会議において、従来の特別委員会と会長直属の研究会を併せて整理合理化した結果であり、設置期間は原則一年となっている。

(一) 政権公約評価特別委員会は、平成十七年七月に設置され、地方自治に関する政党の公約の評価・検証及び関連

する取組みを行っている。政権公約が選挙後着実に実現されているか評価・監視し「政権与党の政権公約に係る平成十八年度政府予算等評価」を取りまとめる等、公職選挙法の改正を働きかけるなど政権公約（マニフェスト）型選挙の更なる促進に努めている。

(二) 男女共同参画特別委員会は、平成十七年八月に設置され、男女共同参画に関する諸問題につき協議しており、平成十九年三月には「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせについて」という全国知事会における統一ルールを取りまとめる等、適切な施策の推進に努めている

(三) 道州制特別委員会は、平成十七年七月に設置され、道州制を含む広域自治体のあり方に関する諸問題を協議し、適切な施策の推進に努めている。平成十九年一月には「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめている。

また、首長、議会の選出方法、道州の組織機構のあり方や条例制定権の拡充強化を検討する「道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム」と、税財政制度について検討する「道州における税財政制度に関するプロジェクトチーム」が設置されている

(四) 災害対策特別委員会は、平成十七年六月に設置され、災害対策、国民の保護のための措置等に関して協議し、適切な施策の推進に努めている。被災者生活再建支援法の平成二十年三月の法改正に向けて、制度を充実するよう国へ働きかけを行った。

(五) 情報化推進対策特別委員会は、平成十三年七月に設置され、地上デジタル放送の普及と活用や、地域による情報格差が生じることのないよう、情報化通信技術（ＩＴ）の積極的な展開方策等について総合的に検討を行っている。

(六) 法令外分担金特別委員会は、各種団体への分担金等の支出が都道府県財政に与えている状況や、それぞれの団

- 体の役割等を踏まえ、これに対する分担金等のあり方を検討するため平成十七年七月に設置された。平成十八年一月の「法令外分担金の拠出について(中間取りまとめ)」、同年十二月の「平成十九年度法令外分担金の拠出に係る取り扱いについて」に基づき、各団体に対して分担金の拠出につて、廃止、縮減等の協力要請を行っている。
- (七) 憲法問題特別委員会は、平成十七年五月に設置され、地方自治に関する憲法見直しの基本的な考え方を検討・整理しており、平成十八年三月には「平成十七年度憲法問題に関する報告書」を取りまとめている。
- (八) 地方分権推進特別委員会は、平成十七年九月に設置され、地方分権の推進に関する諸問題につき協議し、適切な施策の推進に努めている。また、緊急な課題に対応するため、○国と地方のあり方小委員会、○地方交付税問題小委員会、○地方税制小委員会、○分権改革推進国民運動小委員会、○公営企業金融公庫改革小委員会の五つの小委員会と、第二期地方分権改革において積極的な提言を行い、税源移譲等を実現するため、調査検討を進める行政分野ごとに、○福祉分野プロジェクトチーム、○環境分野プロジェクトチーム、○産業分野プロジェクトチーム、○まちづくり分野プロジェクトチーム、○教育分野プロジェクトチーム、○災害・その他分野プロジェクトチームの六つのプロジェクトチームが設置されている。
- (九) エネルギー・環境問題特別委員会は、平成十七年十月に設置され、原子力発電その他エネルギー、環境に関する諸問題につき協議し、適切な施策の推進に努めている。
- (十) 次世代育成支援対策特別委員会は、平成十七年十二月の全国知事会議で設置が決議され、次世代育成に関する諸問題につき協議し、適切な施策の推進に努めている。

四 公共調達に関するプロジェクトチーム

公共調達をめぐり都道府県が関与した事件の発生を受け、その再発防止のため、平成十八年十一月に、各都道府県における公共調達システム刷新に取り組むための会長直属の公共調達に関するプロジェクトチームが緊急且つ臨時の組織として設置された。

同年十二月には「官製談合等公共調達に係る不正の根絶宣言」を採択し、「都道府県の公共調達改革に関する指針」（緊急報告）を決定した。また、その指針に基づき、都道府県実施状況の調査を行っている。

五 行政改革推進本部

行政改革推進本部は、国・地方を通じる行政改革を強力に推進するため、昭和五十六年七月に設置され、平成八年十二月には、設置要綱の一部改正が行われ、行政改革を一層推進するための整備が図られている。

平成十年二月十七日に決定した「中央省庁党改革基本法案」に知事会としての意見を述べる等、その成立に寄与している。

六 政策提言に関する合同委員会（政策提言会議）

政策提言に関する合同委員会は、昭和五十九年七月の理事会・政策審議会合同会議での提案に基づき長期的視点に立った幅広い政策提言を行うため設けられたもので、近年は、年二回開催されていたが、平成十三年九月の会議を最後に開催されていない。

七 会長直属の研究会

平成十五年十月以降、梶原会長の下、○三位一体改革研究会、○政権公約評価研究会、○市町村財源問題研究会、○高速道路整備研究会、○農業政策(WTO)研究会、○危機管理(保護法制)研究会、○中小企業活性化研究会、○知事会改革研究会、○男女共同参画研究会、○財源調整問題研究会、○日本地方自治憲章研究会、○国の過剰関与等撤廃研究会、○国の行財政改革評価研究会、○道州制研究会の十四の研究会が次々と設置され、諸問題について協議を行った。平成十六年十二月に特別委員会と併せ見直され、研究会は廃止となっている。

第三節 政府主催全国都道府県知事会議

政府主催の全国都道府県知事会議は、「政府と地方との緊密な連絡を図るため、内閣総理大臣と知事との懇談、各閣僚と知事との懇談を行う」こととして、これまで概ね年一回開催されている。

この十年間の開催状況は、次のとおりである。

●平成九年度年度

九・九・十二……………全国知事会会長挨拶

（地方分権の推進について、地方税財政対策について、医療保険制度の改革について）

- ・橋本内閣総理大臣と知事との懇談
- ・各閣僚と知事との懇談

●平成十年度

十・十・十六……………全国知事会会長挨拶

- （地方分権の推進について、地方税財政対策について、中央省庁の再編について）
- ・小渕内閣総理大臣と知事との懇談
- ・各閣僚と知事との懇談

●平成十一年度

十一・九・七……………全国知事会会長挨拶

- （地方分権の推進について、地方税財政対策について）
- ・小渕内閣総理大臣と知事との懇談
- ・各閣僚と知事との懇談

●平成十二年度

十二・九・十三……………全国知事会会長挨拶

●平成十三年度

三・九・十一……………全国知事会会長挨拶

- （地方分権の推進について、市町村合併について、地方税財政対策について、法人事業税への外形標準課税の導入について）
- ・森内閣総理大臣と知事との懇談
- ・各閣僚と知事との懇談

（地方分権改革の推進について、地方税財源の充実・確保について、法人事業税の外形標準課税の導入について）

・小泉内閣総理大臣と知事との懇談

（地方分権・地方財政について、地域経済・雇用について、環境・エネルギーについて）

・各閣僚と知事との懇談

●平成十四年度

十四・十・八……………全国知事会会長挨拶

（日本人拉致問題について・経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二について・その他の内政問題について）

・小泉内閣総理大臣と知事との懇談

（地方分権・地方行財政問題について、国土政策・地域政策問題について）

●平成十五年度

十五・十二・一……………全国知事会会長挨拶

(地方分権の推進について)

・小泉内閣総理大臣と知事との懇談

(地方分権・地方財政について、地域再生・地域振興について、その他重要課題について)

・各閣僚と知事との懇談

●平成十六年度

十六・十一・十二……………全国知事会会長挨拶

(三位一体の改革に望む基本姿勢について・三位一体の改革に関する考え方について)

・小泉内閣総理大臣と知事との懇談

(地方分権・三位一体改革について、災害等について)

・各閣僚と知事との懇談

●平成十七年度

十七・十一・十一……………全国知事会会長挨拶

(三位一体改革の実現について)

●平成十八年度

十八・十一・二十四……・全国知事会会長挨拶

- ・小泉内閣総理大臣と知事との懇談
(地方分権・三位一体改革について、その他重要課題について)
- ・各閣僚と知事との懇談
- ・全国知事会会長挨拶
(公共工事に係る談合事件について、地方分権改革の推進について)
- ・安倍内閣総理大臣と知事との懇談
(地方分権・道州制・格差等について、その他重要課題について)
- ・各閣僚と知事との懇談

第二章 調査・研究

第一節 自治制度研究会

「自治制度研究会」は昭和四十五年五月二十七日に設置され、同研究会は学識経験者十名程度をもって組織されており、自治制度に関する基本問題の研究を行ってきた。

第一次研究会は、昭和四十八年十月に「新しい行政課題と府県」と題する報告書を取りまとめ公表し、また、第二次研究会は、昭和五十四年三月に「変動期における都道府県政」と題する報告書を取りまとめ、公表した。

第三次研究会は、昭和五十五年五月に発足し、昭和五十八年十月に「戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題」と題する報告書を、昭和六十年三月に「教育・文化行政と府県―戦後四十年において府県の果たしてきた役割と今後の課題―」と題する報告書を、昭和六十三年三月に「福祉・衛生行政と府県―戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題―」と題する報告書を、平成二年十一月に「地域政策と府県―戦後において府県の果たしてきた役割と今後の課題―」と題する報告書をそれぞれ取りまとめ、公表した。

第四次研究会は、平成三年七月に発足し、平成七年三月に「都道府県制度論―新時代の地方自治のために―」と題する報告書を取りまとめ公表し、第五次研究会は、平成七年四月に発足し、平成八年七月に「政治改革と地方選挙制度について」と題する報告書を取りまとめ、公表した。

第六次研究会は、平成十年六月に発足し、平成十三年七月に「地方分権化の都道府県の役割」と題する報告書を

取りまとめ、公表した。

委員長は、長野士郎 岡山県立美術館名誉館長、委員は、石弘光 一橋大学学長、川島正英（株）地域活性化研究所代表、小早川光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授、塩野宏 東亜大学通信制大学院教授、柴田啓次 千葉経済大学経済学部教授、神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授、成田頼明 日本エネルギー法研究所理事長、西尾勝 国際基督教大学教授、専門委員は、横道清孝 政策研究大学院大学教授の各氏である。

第七次研究会は、平成十三年十二月に発足し、平成十六年二月に「地方自治の保障のブランドデザイン」と題する報告書を取りまとめ、公表した。

委員長は、塩野宏 東亜大学通信制大学院教授・東京大学名誉教授、委員は、小幡純子 上智大学法学部教授、川島正英（株）地域活性化研究所代表、小早川光郎 東京大学大学院法学部政治学研究科教授、神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授、戸波江二 早稲田大学法学部教授、西尾勝 国際基督教大学教授、松本英昭（財）自治総合センター理事長、森田朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授、横道清孝 政策研究大学院大学教授の各氏である。

第八次研究会は、平成十六年八月に発足し、平成十八年十二月に「地方自治の保障のブランドデザインⅡ」と題する報告書を取りまとめ、公表した。

委員長は、塩野宏 東亜大学通信制大学院教授、委員は、大石眞 京都大学公共政策大学院教授、小幡純子 上智大学大学院法学研究科教授、紙谷雅子 学習院大学大学院法務研究科教授、川島正英（株）地域活性化研究所代表、小早川光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授、斎藤誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授、神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授、戸波江二 早稲田大学大学院法務研究科教授、西尾勝（財）東京市政調査会理事長、松本英昭 地方公務員共済組合連合会理事長、横道清孝 政策研究大学院大学教授の各氏である。

第二節 地方自治先進政策センター

平成十八年七月十三日の全国知事会議において、都道府県同士が先進的な取組を提案・共有し、切磋琢磨により創造性豊かな発想に繋げる情報提供の場とする「先進政策バンク」と、都道府県が当面する各種課題に応じ、外部有識者に専門委員としての参画を求め、本会の機動的・効果的な活動をバックアップする政策提言機能とシンクタンクの機能を担う「頭脳センター」で構成する「地方自治先進政策センター」の設置を決定した。

まず、先進政策バンクとして、各都道府県の先進的な施策を収集、蓄積し、情報提供を行う「先進政策バンクホームページ」を開設し、同年十二月十八日、一般公開を行った。

また、頭脳センター専門委員については、各都道府県から候補者を推薦してもらい、有識者からの意見を参考に選任を行った。その後、平成十九年五月十八日の全国知事会議の場で報告し、同二十一日付けで二十四名を頭脳センター専門委員に委嘱した。

第三節 都道府県のあり方研究会

市町村合併が進められる中、広域自治体である都道府県の役割、規模等、そのあり方を議論するため、平成十三年十二月二十六日、学識経験者を委員とする都道府県のあり方研究会が設置された。平成十五年三月に研究会の検

討結果を「都道府県のあり方研究会報告書」としてまとめ、研究会は廃止となった。

報告書には、道州制や都道府県合併などに関する論点を整理し、全国知事会が取り組むべき当面の課題が示されている。

委員長は、西尾勝 国際基督教大学教授、委員は、朝日信夫（財）救急振興財団副理事長、井上繁 常磐大学コミユニティ振興学部教授、宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授、紙谷雅子 学習院大学法学部法学科教授、斎藤誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授、持田信樹 東京大学大学院経済学研究科教授、横道清孝 政策研究大学院大学教授、専門委員は、田村秀 新潟大学法学部助教授の各氏である。

第四節 新地方分権構想検討委員会（地方六団体）

平成十九年度以降における分権社会のビジョンを提言することにより、真の自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、国における地方分権改革推進論議を一層、促進するとともに、国民の幅広い理解を得るため、税源移譲を含む真の地方分権の推進につながる分権社会のビジョンを提案する目的で、平成十八年一月十三日、地方自治確立対策協議会に期間を一年間とした学識経験者による「新地方分権構想検討委員会」を設置した。

平成十八年五月十一日には、全国知事会をはじめとする地方六団体に第二期地方分権改革に向け必要な改革の原則と方策として、目指すべき税財政改革の考え方とそのための七つの提言と、それを行う前提としての分権改革の五つの視点を明示した中間報告書にまとめた。

また、同年十一月三十日には、最終報告として『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』～「このまちに住んでよかった」と思えるように～ 第二期地方分権改革とその後の改革の方向」を取りまとめ、地方六団体へ提出した。最終報告は、分権型社会が目指す姿や、第二期地方分権改革に向け、必要な改革の原則と方策を示している。また、分権型社会にふさわしい道州制と憲法改正のあり方についても方向性を示すとともに、これからの改革に必要な住民主導型の自治体の構築と地方六団体の機能強化策を提案している。

なお、地方六団体は平成十八年六月七日に、検討委員会からの中間報告を踏まえて、内閣と国会に対し「地方分権の推進に関する意見書」を提出した。

委員長は、神野直彦 東京大学大学院経済学研究科教授、委員は、青山彰久 読売新聞東京本社解説部次長、赤崎義則 鹿児島市社会福祉協議会会長（前鹿児島市長）、池田佳隆（社）日本青年会議所会頭、井上義國 関西分権改革推進協議会広域連合検討委員会座長（社）関西経済連合会常任理事、大森彌 東京大学名誉教授、小幡純子 上智大学教授、北川正恭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授、木村陽子 地方財政審議会委員、工藤泰志 特定非営利活動法人言論NPO代表、小西砂千夫 関西学院大学教授、堺屋太一 作家・元経済企画庁長官、榊原英資 早稲田大学教授、坪井ゆづる 朝日新聞社論説委員、宮脇淳 北海道大学公共政策大学院院長、山下茂 明治大学大学院ガバナンス研究科教授の各氏である。

第五節 専門委員

平成十六年十二月の知事会議において、全国知事会の業務遂行力の強化を目的とし、重要または特定の政策課題について助言を得るため、有識者による専門委員を設置することができると決議された。この決議に基づき、平成十六年十月から（遡って）専門委員が設置され、本会に助言をするほか、平成十六年十二月に本会主催の講演会での講演や平成十七、十八年間に本会の機関誌である都道府県展望へ寄稿などを行っている。

専門委員は、金井利之（東京大学大学院法学政治学研究所・法学部助教授、櫻井敬子（学習院大学法学部教授、佐々木信夫（中央大学大学院経済学研究所・経済学部教授、山下茂（明治大学大学院（公共政策系）ガバナンス研究科教授の各氏である。

第六節 地方自治確立対策委員会（地方六団体）

平成十六年度の三位一体改革は、国庫補助負担金の廃止・縮減が小規模にとどまり、地方自治体関係者の納得いくものではなかったため、地方自治確立対策協議会では、平成十五年五月十六日に「地方自治確立対策委員会」を設置し、同日第一回委員会を開催した。当委員会は、学識経験者の委員十三名で構成され、住民の意識に即し個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、地方六団体の関係者と意見交換しながら、税源移譲を含め真の地方分権の推進につながる地方行財政制度の構築について提言を行うものである。

平成十五年五月二十三日、三位一体の改革案に地方団体の意見を取り入れ、地方税財源の充実強化を行うべきであるとしたり「三位一体の改革に関する緊急提言」を、また、同年十一月十九日には、国庫補助負担金の原則的廃止、

税源移譲の早期実現等を提言した「三位一体の改革に関する緊急提言―平成十六年度予算編成に向けて―」を取りまとめた。

平成十六年五月二十八日には、平成十七年度における、税源移譲、地方交付税改革、地方間の財源調整等を提言した「三位一体の改革に関する緊急提言」を取りまとめた。

委員長は、茂木友三郎 キッコーマン(株)代表取締役社長、委員は、岡崎洋 前神奈川県知事、金澤史男 横浜国立大学経済学部長、北川正恭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授、木村陽子 地方財政審議会委員、小西砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科教授、小早川光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授、高見澤たか子 作家、田嶋義介 島根県立大学総合政策学部教授、立松和平 作家、寺田千代乃 アートコーポレーション(株)代表取締役社長、水城武彦 ZIN 解説委員、持田信樹 東京大学大学院経済学研究科教授の各氏である。

第七節 地方分権推進連盟（地方六団体）

三位一体の改革を実現するためには政治的活動は不可欠であるとの観点から、機動的に動く事の出来る組織として、平成十六年十一月十七日、地方六団体は、各団体の会長からなる地方分権推進連盟を結成した。翌平成十七年一月二十八日には第一回総会を開催し、「地方分権改革の推進に関する決議」を決定した。

連盟は、「三位一体の改革」の実現と地方分権改革の一層の推進のため、地方版の各都道府県地方分権推進連盟の結成を促している。また、国会議員に対する地方分権改革の推進に関するアンケート調査を実施するほか、地方

六団体と共催で地方分権推進シンポジウムや総決起大会の開催するなどの各種事業を行っている。

第八節 地方分権推進本部（地方六団体）

平成七年五月に制定された「地方分権推進法」に基づき、地方分権推進委員会（委員長諸井虔氏）が同年七月に総理府に設置され、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣へ勧告するための調査、審議が開始されたため、地方自治確立対策協議会では、同年八月十日、同協議会内に「地方分権推進本部」を設置し、都道府県並びに市等からの派遣職員からなる事務局を設け、地方六団体の兼務職員との協力のもと業務が行われた。

同本部の業務は、地方分権を推進するための地方団体の意見の取りまとめ、啓発及び調査研究、地方団体への情報の提供等を主なものとしていた。

地方分権推進委員会への意見の陳述行うほか、共催による地方分権推進フォーラムの実施、啓発用のパンフレットの作成、報道関係への説明等を行い地方分権の推進に努めたが、平成十五年三月に廃止となった。

第九節 地方分権改革推進本部

三位一体改革等地方分権改革を一層着実に推進するため、臨時かつ機動的にこの改革に関する諸課題に対応できるように、地方分権改革推進本部を平成十六年四月一日に全国知事会事務局に設置し、事務局の体制を充実させた。

都道府県の派遣職員と全国知事会の職員との協力のもと三位一体改革の評価・総括や三位一体改革全国運動展開（シンポジウム）などの業務が行われていたが、平成十七年三月三十一日に廃止となった。

第十節 地方分権改革推進事務局（地方六団体）

分権型社会のビジョンづくりと真の自主・自立の分権型社会の実現に向け、国における地方分権改革推進の議論を一層、協力に後押しする観点を踏まえ、税源移譲を含め、真の地方分権の推進を目的として、平成十七年十二月二十六日、地方自治確立協議会の中に、地方分権改革推進事務局を設置した。都道府県の派遣職員と全国知事会の職員との協力のもと「新地方分権構想検討委員会」の運営や地方分権改革についての各種調査などの業務が行われていたが、平成十九年一月十五日廃止となった。

第十二節 地方分権改革推進本部（地方六団体）

平成十八年十一月の新地方分権構想検討委員会の最終報告の提言や同年十二月に地方分権改革推進法が成立したことにより、第二期地方分権改革がスタートしたことを踏まえ、平成十九年一月十六日、地方自治確立対策協議会の中に、第二期地方分権改革を推進することを目的として、地方分権改革推進本部を設置した。都道府県並びに市等からの派遣職員と地方六団体の兼務職員との協力のもと業務が行われている。

第二期地方分権改革における具体的方策の検討を進め、国に対して積極的に提案している。

第十三節 長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の成

立

地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置の一つとして、地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付ける
と認められる施策の立案をしようとする場合、各大臣から全国知事会をはじめとする地方公共団体の連合組織（地
方六団体）にその内容となるべき事項を知らせる措置を講ずることとした、長又は議長の全国的連合組織に対する
情報提供制度の創設等を定めた「地方自治法の一部を改正する法律案」が平成十八年五月三十一日に可決成立し、
六月七日に公布、十一月二十四日に施行された。

この制度の運用に当たり、本会は「情報提供制度の創設に伴う意見集約の手続き等について」を定め、これに基
づき処理手続きを行っている。

なお、平成十九年三月三十一日現在、二十件の情報提供が行われており、うち一件については意見を提出してい
る。

第十三節 全国知事リレー講座

平成十四年から二年間、(財)自治総合センターとの共催により、立命館大学において実施される知事を講師とする「政策特殊講義(地方行政政策課題)」(全国知事リレー講義)の模様の映像をインターネットで配信する事業「全国知事リレー講座」を行い、講義内容を広く国民に提供した。立命館大学では「政策特殊講義」が継続されており、現在も本会は事業の後援をしている。

第三章 国際交流

一 日米知事会議

昭和三十七年以来、毎年日米両国で開催してきた日米知事会議は、昭和五十二年には隔年交互開催が両国間で合意され、交流が続けられてきた。

しかし、昭和六十年代に入ってから両国の財政事情や社会経済情勢の変化、各県、各州レベルの独自交流の拡大等から、参加知事が少なく、開催が延期されたり、米国代表団の構成が知事一名と事務局だけというケースもあり、平成九年には第二十四回日米知事会議の開催を準備したが、米国側で会議財源の確保ができないこと等により中止となり、それ以降交流が一時中断していた。

平成十三年には土屋埼玉県知事（全国知事会会長）が、イングラ・ミシガン州知事（全米知事会副会長）に再開を申し入れたが、回答がなかった。しかし、平成十五年に、米国大使館から日米知事会議を日本で開催したい旨の全米知事会の意向が伝えられ、翌年にはケンプソン・アイダホ州知事（全米知事会会長）からも同じ内容の書簡が梶原岐阜県知事（全国知事会会長）に届いたため、米国大使館を通じ開催について協議を行ったものの、開催日程等の調整がつかず、またもや開催に到らなかった。

また、平成十七年には、ハツカビー・アーカンソー州知事（全米知事会会長）が来日する機会を捉え、麻生福岡県知事（全国知事会会長）をはじめとする三名の知事が日米知事交流について意見交換を行うこととしていたが、

同州一帯を襲ったハリケーンの影響等により来日が中止され、意見交換会も中止となった。現在、日米知事交流は依然休止状態が続いている。

なお、米国側の責任団体は全米知事会（事務局ワシントンD.C.）である。

二 日ロ（ソ）知事会議

(一) 昭和四十三年に始まり順調に推移してきた日ソ知事会議は、昭和五十四年十二月のソ連のアフガニスタン軍事介入を契機とする東西冷戦の影響を受け、休止状態となった。しかし、昭和六十三年本会代表団が訪ソし、十年余りの休止状態に終止符を打った。

その後、世界情勢に変化が起こり、ソ連では一九八〇年代半ばからペレストロイカ（改革）、グラスノスチ（情報公開）等が進み、平成三年十二月には、ソ連の共産主義体制が崩壊し、ロシア連邦がソ連を継承して東西冷戦構造は集結した。

この激しい体制変革の中にあっても、ロシア側には日ロ知事交流の継続の意思があったため、日ロ知事会議の継続を企図してきたが、平成十一年に第十五回日ロ知事会議を東京で開催することを計画し、グロモフ・モスクワ州知事（ロシア知事会会長）宛に招請状を送付したものの、回答がなかったため開催は実現しなかった。

現在、ロシアには首長で構成する連合組織がないため交流を行う窓口がなく、交流も休止状態となっている。

(二) 平成九年以降の開催状況は次のとおりである。

第十四回日ロ知事会議（平成九年八月五日～十三日 九日間）

〔会議期日〕平成九年八月七日 モスクワ プレジデント・ホテル

〔議題〕日ロ友好親善の発展について

〔訪ロ代表团〕土屋埼玉県知事・全国知事会会長（団長）、荻野香川県副知事、細野京都府副知事、〔随員〕紀内全国知事会事務総長、岩本同国際部副部长ほか五名

〔表敬先〕チャジロフ・モスクワ州知事・ロシア知事会会長、ウリンソン副首相兼経済相、ヤコブレフ国際民主財団総裁、スイスエフ副首相（地方自治担当）、ストロエフ連邦院（上院）議長、イワノフ第一外務次官、ツエルバコフ・サンクトペテルブルグ市第一副知事、ノジコフ・イルクーツク州知事

〔視察先〕モスクワ州、サンクトペテルブルグ市、イルクーツク州

三 日中知事交流

(一) 日本と中国との知事（中国は省長）交流は、昭和四十九年の第一回交流の後、昭和五十三年の第二回目以降原則として隔年ごとの交流を行い、両国地域間交流の発展に寄与してきた。第七次全国知事会代表团が訪中（平成十六年）する際に、日本側から従来の表敬訪問や視察を中心とする交流だけでなく、両国の地方自治体が抱える共通の課題を設定し、意見交換を行いたいとの提案があり、訪問予定の市や団体と予め協議の上課題を設定した上で、意見交換を行った。また、平成十八年には、中国の省長代表团と日本の知事代表が一堂に会する「日中知

事・省長交流会議」を開催し、活発な意見交換を行った。

なお、中国側の責任団体は中日友好協会（事務局北京市）である。

(二) 平成九年以降の交流は次のとおりである。

第五次中国省長代表団の来日

〔期間〕平成九年五月十三日～二十二日

〔訪日代表団〕呉亦侠・貴州省省長（団長）、周鉄農・黒龍江省副省長、劉作田・河北省副省長、朱英培・江西省副省長、賀同新・湖南省副省長、吳昌元・海南省副省長

〔表敬先〕伊藤衆議院議長、白川自治大臣、経団連中国委員会ほか

〔視察先〕東京都、埼玉県、群馬県、大阪府、奈良県

第六次全国知事会知事代表団の訪中

〔期間〕平成十一年五月三十一日～六月八日 九日間

〔訪中代表団〕土屋埼玉県知事・全国知事会会長（団長）、小菅栃木県副知事、森元岐阜県副知事、井戸兵庫副知事、梅原京都府出納長、〔随員〕紀内全国知事会事務総長、石場同国際部長ほか四名

〔表敬者〕李嵐清・國務院副総理、唐家璇・外交部長、薄熙来・大連市長、于学祥・大連市中国共産党大連市委員会書記、李嘉延・雲南省長、左煥琛・上海市副市长ほか

〔視察先〕大連市、北京市、雲南省、上海市

第六次中国省長代表団の来日

〔期間〕平成十四年五月七日～十六日 十日間

〔訪日代表団〕陸浩・甘肅省省長（団長）、楊伝堂・チベット自治区副主席、劉淑瑩・吉林省副省長、趙克志・山東省副省長、陳永昌・中日友好協会副会長（副団長）、〔随員〕王秀雲・中日友好協会副秘書長ほか二名

〔表敬者〕片山総務大臣、上野内閣官房副長官、植竹外務副大臣

〔視察先〕東京都、埼玉県、山形県、北海道

第七次全国知事会代表団の訪中

〔期間〕平成十六年五月十日～十六日 七日間

〔議題〕地域間交流について（中日友好協会）、産学官の連携について（ハルビン市）、環境問題とまちづくりについて（大連市）

〔訪中代表団〕麻生福岡県知事（団長）、廣田滋賀県副知事、橋田岩手県出納長、後藤群馬県出納長、五百蔵兵庫県出納長、二宮大分県出納長、〔随員〕中川全国知事会事務総長、山口同国際部参事ほか三名

〔表敬先〕回良玉・國務院副総理、李子彬・国家発展改革委員会副主任、沈国放・中国外交部部長助理、劉洪・北京市党委員会書記、張佐己・黒竜江省省長、張成義・黒竜江省副省長、宋法棠・黒竜江省党委員会書記、夏徳仁・大連市長、ほか

〔視察先〕北京市、ハルビン市、大連市

日中知事・省長交流会議（第七次中国省長代表団の来日）（平成十八年五月二十三日～三十日 八日間）

〔会議期日〕平成十八年五月二十五日 東京 都道府県会館

〔議題〕日中地方政府間での経済、文化、教育、メディアにおける交流の強化

〔訪日代表団〕劉新民・河南省副省长（団長）、穆東升・青海省副省长、龍庄偉・河北省副省长、烏蘭・内モンゴル自治区副主席、井頓泉・中日友好協会副会長（副団長）ほか三名

〔表敬先〕金田外務副大臣、山崎総務副大臣、三浦農林水産副大臣

〔視察先〕東京都、沖縄県、大分県、福岡県

四 日仏知事会議

(一) 昭和四十年代初頭に交流実績があり、その後中断したままとなっていたフランスとの知事（フランスは県議長）

交流は、時を同じくフランスにおいても地方分権議論が進められており、地方行政について意見を交換し合う国として最適と考えられた。また、平成九～十年には「フランスにおける日本年」「日本におけるフランス年」が予定されたことから、交流再開の好機と考え、平成八年、全仏州議会議長会及び全仏県議会議長会（現在の全仏県連合会（ADF））との間で事務レベルの調整を行った。

平成九年五月、事務レベルにおいて交流の内容や会議開催時期等について内諾を取り付け、貝原兵庫知事が本会会長の親書を持ってフランス側両議長会会長宛正式に開催を申し入れ、賛同を得たことにより、第一回日仏

知事会議が平成十年に日本で開催された。

その後、平成十四年～十六年に第三回日仏知事会議の開催を計画していたが、フランス側の地方分権関係法案審議に当たり、関係者が国に呼ばれるなどの理由により中止となっている。

なお、フランス側の責任団体は全仏県連合会（事務局パリ）である。

(二) 平成九年以降の交流は次のとおりである。

第一回日仏知事会議（平成十年十月一日～七日 七日間）

〔会議期日〕平成十年十一月二日 東京 帝国ホテル

〔議題〕地域文化・経済の振興と両国自治体間交流の促進について

〔来日代表団〕ジャン・ピユエシユアヴェロン県議会議長・全仏県議会議長会会長（団長）、フランソワ・セリエール・ドワーズ県議長、クロード・ルブルトン・コート・ダルモール県議長、フランソワ・フォルトサン・オート・ピレネー県議長、ポール・ジャコビール・オート・コルス県議長 ほか三名

〔表敬先〕小渕内閣総理大臣、西田自治大臣

〔視察先〕東京都、埼玉県、京都府、兵庫県

第二回日仏知事会議（平成十二年十月二十八日～十一月三日 七日間）

〔会議期日〕平成十二年十一月二日 パリ フランス上院

〔議題〕日仏の交流拡大及び地方自治の発展

〔訪仏代表团〕土屋埼玉県知事・全国知事会会長（团长）、荒巻京都府知事、貝原兵庫県知事、小寺群馬県知事、〔随員〕紀内全国知事会事務総長、石場同国際部長ほか七名

〔表敬先〕クリスチアン・ボンスレ上院議長、シャルル・ジョスラン対外協力担当大臣、ベルトラン・ランドリユー大統領府官房長

〔視察先〕アヴェロン県、オート・ガロンヌ県、ヴァル・ドワーズ県

五 日韓知事会議

(一) 平成九年開催の全国知事会議において、韓国との知事交流を実施すべき旨の提案が決定され、これを受けて平成十年に、土屋会長が訪韓し、金大中大統領と面談の際、日韓知事会議を実現させたい旨を韓国側に申し入れた。

当時、韓国側には日本の全国知事会に相当する首長の連合組織がなかったが、平成十一年一月二十三日に大韓民国全国市・道知事協議会（事務局ソウル市）が結成され、当協議会の総会において、本会提案の日韓知事会議の開催が了承され、同年、第一回日韓知事会議が東京で開催された。

また、平成十六年の第三回日韓知事会議において、平成十七年が日韓国交正常化四十周年に当たるため、それを記念し相互交流事業を行うこととしたが、開催日程等の調整が難航し、中止となった。

(二) 平成九年以降の交流は次のとおりである。

第一回日韓知事会議（平成十一年十一月八日～十二日 五日間）

〔会議期日〕平成十一年十一月九日 東京 都道府県会館

〔議題〕日韓の交流拡大及び地方自治の発展について

〔訪日代表団〕高建・ソウル特別市長・全国市・道知事協議会会長（団長）、安相英・釜山広域市長、同協議会副会長、許京萬・全羅南道知事、同協議会副会長ほか六名

〔表敬先〕小渕内閣総理大臣、保利自治大臣

〔視察先〕東京都、埼玉県、鳥取県

第二回日韓知事会（平成十四年十一月六日～十九日 四日間）

〔会議期日〕平成十四年十一月十八日 ソウル特別市 ソウル市庁舎所

〔議題〕日韓自治体間の交流の促進について

〔訪韓代表団〕土屋埼玉県知事・全国知事会会長（団長）、堀北海道知事、増田岩手県知事、片山鳥取県知事、山口青森県副知事、脇田鹿児島県副知事、〔随員〕嶋津全国知事会事務総長、宮田同国際部長ほか十四名

〔表敬先〕金大中 大韓民国大統領

〔視察先〕釜山広域市、慶尚北道、ソウル特別市、仁川広域市

第三回日韓知事会議の開催（平成十六年九月一日～四日 四日間）

〔会議期日〕平成十六年九月二日 東京 都道府県会館

〔議題〕日韓の観光・文化交流の促進

〔訪日代表团〕金泰煥・濟州道知事（團長）、朴孟雨・蔚山広域市長、金振旻・江原道知事、朴峻瑩・全羅南道知事、金台鎬・慶尚南道知事ほか十三名

〔表敬先〕小泉内閣総理大臣、麻生総務大臣

〔視察先〕東京都、香川県、愛知県

六 その他の国際交流

(一) 大韓民国全国市・道知事協議会からの声明文への対応

平成十七年四月六日、三月十六日に島根県議会において竹島の日制定条例が議決されたことに関し、大韓民国全国市・道知事協議会会長から同条例の撤回、竹島を日本の領土と記載する歴史教科書の廃棄を要求する声明文が届いた。これに対し、「竹島の領土問題については、両国の外交努力によって平和的に解決されなければならない」旨の回答を全国知事会会長名で同協議会へ送付した。

(二) 竹島問題に関する緊急声明の採択

平成十八年七月十二日、島根県松江市での全国知事会議において、国際法上も我が国固有の領土でありながら不法占拠されている竹島の領土問題について、国際司法裁判所における解決を含めた外交交渉により早期に解決されるよう求める「竹島問題に関する緊急声明」を採択した。

(三)

欧州評議会地方自治体会議での講演

〔主旨〕 欧州評議会（本部・仏、ストラスブール）地方自治体会議（CLRAE）の招きにより、全国知事会会長に「日本の地方自治の進展」をテーマとする講演の要請があったため、本会副会長が出席し講演を行った。

〔会議期間〕 平成十八年五月三十日～六月一日 三日間 ストラスブール

〔講演期日〕 平成十八年五月三十日

〔講演テーマ〕 日本の地方自治の進展

〔講演者〕 佐藤福島県知事・全国知事会副会長

(四)

表敬訪問者との懇談

モスクワ州交易代表団との面談

〔期日〕 平成十年九月八日 東京 都道府県会館

〔表敬者〕 チャジロフ・モスクワ州知事・ロシア全国知事会会長、サヴィノフ同州副知事・同州政府住宅運輸信相、スウイストノフ同州副知事・同州政府対外経済相、クプリアーノフ同州政府国際部長、カリーニン同州政府顧問、ビレレジーノフ同州政府対外経済関係次官、ほか四名

〔対応者〕 土屋埼玉県知事・全国知事会会長、紀内全国知事会事務総長

ウラル連邦管区大統領全権代表との面談

〔期日〕平成十六年二月四日 東京 都道府県会館

〔議題〕地方レベルの交流について

〔訪問者〕ラティシェフ（ロシア）ウラル連邦管区大統領全権代表（団長）、バサルギン同連邦管区大統領全権副代表、ヴァリコフ大統領府対外政策局次長、ボゴモロフ・クルガン州知事、フィリペンコⅡハンティ・マシ
ン自治管区知事ほか五名

〔対応者〕佐藤福島県知事・全国知事会副会長、中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長、宮田同国際部長
沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表との面談

〔期日〕平成十六年九月八日 東京 都道府県会館

〔議題〕日ロ地域間交流等について

〔訪問者〕キリエンコ（ロシア）沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表（団長）、マルケロフⅡマリイ・エル共和国大統領、チルクノフ・ペルミ州知事代行、ベリフ・ペルミ州副知事、ピトケビッチ・ウドムルト共和国首相、
リュリンⅡニジニ・ノヴゴロド州立法議会議長、カリニチエンコ・モルドヴィア共和国対外経済関係大臣、又
ドノフ沿ヴォルガ連邦管区大統領全権代表特別顧問ほか二名

〔対応者〕増田岩手県知事・全国知事会国際化問題特別委員会委員長、中川全国知事会事務総長、石上同事務局
次長ほか二名

全仏州連合会会長との面談

〔期日〕平成十九年二月二日 福岡県 福岡県庁

〔議題〕日仏の地方分権の現況について、産業政策・教育分野等について

〔訪問者〕アラン・ルセリアキテーヌ州知事・全仏州連合会（ARF）会長、イヴ・ドロネー同連合会顧問、ジルダ・ル・リデック駐日フランス大使館大使ほか三名

〔対応者〕麻生福岡県知事・全国知事会会長、権現福岡県生活労働部長、石川財政課企画監ほか三名

(五) 研修団等の受け入れ

他団体の招きにより来日した研修団を受け入れ、全国知事会の概要や地方分権の動向について講義を行った。

ヴェトナム社会主義共和国省・市知事代表团

〔期日〕平成十二年九月八日

〔議題〕両国地方自治行政の現状について

〔訪問者〕グエン・トオン・チュウベトナム政府組織人事委員会副委員長（団長）、チュウ・ヅク・チャン
ハザン省知事、グエン・ヴァン・メルトウアティエン・フエ省知事、レ・フー・ホイアンザン省知事、ディン・ヴァン・クオンハナム省知事、チャン・フィ・ナンハイフォン直轄市知事、バン・チー・ハイ・チュインバクザン省知事、チャン・チュン・アンナムディン省知事ほか一名

〔対応者〕土屋埼玉県知事・全国知事会会長、紀内全国知事会事務総長、遠目塚同事務局次長ほか二名

インドネシア「地方自治行政」コース視察研修団

〔期日〕平成十五年七月二十三日 東京 都道府県会館

〔議題〕全国知事会概要、都道府県会館概要

〔訪問者〕アジェン内務省大臣官房室人事局キャリア開発課職位職能係係長、グナワン内務省一般行政局社会安定局機関安定課行政捜査官係係長ほか十三名

〔対応者〕宮田全国知事会国際部長、保原（財）都道府県会館管理部長

〔期日〕平成十六年八月二日 東京 都道府県会館

〔議題〕全国知事会概要、都道府県会館概要

〔訪問者〕フアリダ内務省地方自治総局自治体間協力局協力推進課課長、アリフ内務省教育訓練庁技術研修部事務・財務研修課課長ほか十三名

〔対応者〕宮田全国知事会国際部長、保原（財）都道府県会館管理部長

タイSEDPプログラムによる研修団

〔期日〕平成十七年九月五日 東京 都道府県会館

〔議題〕奈良県の紹介、全国知事会の概要（組織・役割）、地方分権の推進について（三位一体の提言）

〔訪問者〕ジェード・タナワットIIコーンケン県知事（団長）、ジャルー・バリンヤーポーンIIウドンターニー県知事、スウテイー・マーブンIIヤソートン県知事ほか二名

〔対応者〕 柿本奈良県知事・全国知事会副会長、中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長

〔期日〕 平成十八年八月十七日 東京 都道府県会館

〔議題〕 全国知事会の概要（組織・役割）、地方分権改革の動向について、情報提供制度の創設に伴う意見集約の手続き等について

〔訪問者〕 ダムリイ・ブンチングⅡスラートターニー県副知事、ピーラサック・ヒンムーアンカウⅡシーサケート県副知事、シリポング・ハントラグルーⅡヤラ県副知事、ラングサン・ピアロッドウオンセⅡマハーサーラカーム県副知事、スラチャイ・スイサラセიმⅡシーサケート県副知事、チャムローング・ポディツサクンⅡチャイヤプーム県副知事、ウィツラー・ルジワトタナポングⅡチェンマイ県副知事ほか二名

〔対応者〕 中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長

タンザニア地方政府改革プログラムによる研修団

〔期日〕 平成十八年一月三十一日 東京 都道府県会館

〔議題〕 全国知事会の概要（組織・役割）、地方分権の推進について（三位一体の提言）

〔訪問者〕 レケイヤ・マンヤラ州行政委員会行政官（団長）、スワイ・キバナ教育省長官、ンチンピALLAT（全国地方自治体連合会）事務局長ほか十三名

〔対応者〕 中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長

〔期日〕平成十九年一月三十日 東京 都道府県会館

〔議題〕全国知事会の概要（組織・役割）、地方分権改革の動向について

〔訪問者〕ビホンドーALAT（全国地方自治体連合会）議長（団長）、ゴッドフリー・モロゴロ州行政長官、ンチンビ大統領府地方自治長法務部長、ほか十五名

〔対応者〕中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長

（六）

ブラジル日本文化協会からの表彰

〔主旨〕平成十七年にブラジルで行われたブラジル日本文化協会の創立五十周年記念式典において、本会の現地への医療施設建設等の支援・協力に対して功勞表彰した旨が伝達され、表彰の盾が授与された。

〔期日〕平成十八年九月二十二日 東京 都道府県会館

〔訪問者〕上原ブラジル日本文化協会会長、酒井サンパウロ日伯援護協会会長、松尾ブラジル日本都道府県人会連合会会長

〔対応者〕中川全国知事会事務総長、石上同事務局次長

（七）

中日国交正常化三十周年記念祝賀招待会出席

〔主旨〕中日友好協会の招待により北京で行われる中国と日本との国交正常化三十周年記念祝賀レセプションへの日本側代表団の一員として参加した。

〔期間〕平成十四年九月二十七日～三十日

〔期日〕平成十四年九月二十八日 北京市 人民大会堂

〔訪中代表団〕中沖富山県知事・全国知事会副会長、梶原岐阜県知事、〔随員〕嶋津全国知事会事務総長ほか一名

〔表敬先〕胡錦濤副主席、宋健・中日友好協会会長

〔視察地〕北京市、洛陽市、上海市

(八) 中日平和友好条約締結二十五周年記念レセプション出席

〔主旨〕中日友好協会の招待により北京で行われる中国と日本との平和友好条約締結二十五周年記念レセプションへの日本側代表団の一員として参加した。

〔期間〕平成十五年八月八日～十二日

〔期日〕平成十五年九月二十八日 北京市 人民大会堂

〔訪中代表団〕前田研究室室長ほか一名

〔表敬先〕胡錦濤・国家主席、吳邦国・全国人民代表大会常務委員会委員長

〔視察地〕北京市、西安市、上海市

(九) 中日友好協会との事務局交流

本会と中日友好協会との友好交流を推進し、今後の円滑な日中知事・省長交流について協議を行った
全国知事会事務局団の訪中

〔期間〕平成十七年四月十七日～二十三日

〔訪中団〕石上全国知事会事務局長（団長）、小野同国際部参事ほか二名

〔視察地〕北京市、トルファン、ウルムチ、カシユガル

中日友好協会事務局団の来日

〔期間〕平成十七年十一月十日～十七日

〔訪日団〕許金平・中日友好協会秘書長（団長）、劉子敬・同友好交流部長、鄧曉峰・同経済・都市交流部副部長ほか二名

〔視察地〕東京都、岐阜県、福井県

(十) 全国知事会ホームページ外国語バージョンの開設

平成十五年、平成十四年）の「第二回日韓知事会議」で両国自治体の情報の共有化を図ることが合意されたことに基づき、全国知事会のホームページに英語、中国語、韓国語のページを開設した。

(十一) 日韓交流事業事例集の提供

平成十五年、各都道府県における日韓交流事業の状況について調査を実施し、調査結果を「日韓交流事業に関する調査結果―事例集―」として取りまとめ、全都道府県に配布した。

第四章 広報・研修

第一節 広報

本会の目的を達成するため、政府、国会、政党等関係各方面の理解と協力を得ることが極めて重要であり、このため、報道機関や関係方面との連携の強化を始め、機関誌の刊行等を通じ、常時、的確かつ効果的な広報活動を行うよう努めている。

一 報道機関との連携

本会は、昭和三十五年の旧都道府県会館の竣工当時、報道各社の協力を得て会館内に記者室を設置し、その後、昭和四十年四月に本会を始め地方六団体連携のもと「都道府県記者クラブ」が発足した。当記者クラブは、地方六団体はもとより、各都道府県東京事務所、地方行財政に関連する諸団体等について取材活動を行っている。現在の加盟社は、全国紙、通信社、地方紙を合わせ三十三社（常駐九社）となっており、地方自治の進展に貢献している。

二 機関誌等の刊行

(一) 機関誌「都道府県展望」

本会並びに都道府県会館刊行の機関誌「都道府県展望」(A四版、六十頁)は、昭和三十三年九月創刊以来、平成十九年三月号をもって通巻五百八十二号を数えている。

本誌は、都道府県行政を中心に地方自治関係の情報を提供することにより、都道府県相互の啓発及び連絡提携に資するとともに、都道府県行政に関し、関係方面並びに広く一般の理解と協力を得るといふ発行の主旨に沿って編集しており、現在、全都道府県、全国会議員、政府各省庁の幹部、報道機関、国公立大学図書館等へ広く配布している。

ここ十年においては、平成十三年度からより読みやすくするため、B五版からA四版に改訂した。

特集記事では、都道府県行政の抱えている重要課題について、本会の主張とともに、極力客観的な視点からの構成をとりながら、今後の展望等を含め編集している。

この十年の各年度ごとの特集記事では、都道府県予算と施策、政府主催全国都道府県知事会議等例年特集しているもののほか主なものは、次のとおりである。

平成九年度

ふるさと定住対策―U・J・Iターンのすすめ、農産物の安定確保―食料自給率低下の中で、

地方行革、産業廃棄物問題を考える、地方分権推進委員会第二次勧告、地方自治法施行・全国

知事会創立五十周年、地方分権推進委員会第四次勧告、地方自治の展望、財政再建のゆくえ、

平成十年度
高度情報通信社会の将来展望
国際交流と外国青年招致事業、地方分権と政策形成、新しい全国総合開発計画「二十一世紀の国土のグランドデザイン」、地方分権推進計画、総合経済対策と日本経済のゆくえ、変革期の地域づくり、新農政の在り方、活力ある長寿社会、経済対策下の地方財政、インターネットの現状と将来性

平成十一年度
変革期の自治体職員、今後の地域振興のあり方、法人事業税の外形標準課税、地方団体の行財政改革、新農業政策の展開、地方分権時代の幕開けと地方公務員、地域経済活性化の新戦略

平成十二年度
新しい中小企業政策、地方分権一括法の施行に想う、行政評価システム、循環型社会の形成、NPOの現状と将来展望、スポーツ振興と地域の活性化、地域における科学技術の振興、二十

世紀のトピックス、新世紀を迎えて、IT革命の現状と将来展望、新世紀を迎えての地方財政の展望

平成十三年度
二十一世紀の地方自治展望、教育問題を考える、危機管理、新たな水産政策、IT時代の広報広聴、自立への地方財政、地域文化、二十一世紀の社会保障、男女共同参社会の実現、簡素で効率的な行政

平成十四年度
科学技術の発達と未来社会、失業問題を考える、地球環境の保全、外形標準課税、ワールドカップ体験記、ドメスティック・バイオレンス、これからの道路整備を考える、地方知事会の取組みと今後の課題、活力ある森林・林業をめざして

平成十五年度
産業廃棄物処理問題、経済財政諮問会議の結果を受けて、都道府県にみる新産業の育成と集積、

わが県の農林水産物海外輸出促進策

平成十六年度

これからの高速道路整備、座談会―三位一体改革等の今後、新しいタイプの公立高等学校の整備、観光立国をめざして、構造改革特区による地域力の創造、三位一体の改革を考える、若年者の雇用問題を考える

平成十七年度

今後の地方分権改革に向けた課題、地球温暖化問題への対応、三位一体の改革の評価と今後の地方分権改革（二期改革）の展望
地域医療問題を考える

平成十八年度

(二) 知事会レポート

知事会レポートは、昭和三十七年五月十五日号を初号とし、昭和五十六年度から月二回発行から原則として月一回発行とし、平成十二年五・六月号の通巻六百二十四号までを発刊したが、平成十二年七月に冊子からホームページでの情報発信へと広報媒体を変更することとした。

本誌には、本会の各種会議、政策活動等の状況を中心に掲載しており、加えて地方行政財政に関連する政府、国会、審議会等関係方面の動向も各都道府県に報告している。

(三) 全国知事会ホームページ

広報をホームページを使って行うことは時代の趨勢となつているため、全国知事会としても平成十二年七月から、全国知事会ホームページを運営している。都道府県の行政情報や全国知事会の活動状況及び都道府県向けの

会員情報を掲載し、Eメールにより国民からの意見等を聴取し、速やかに回答するなど、積極的な対応を行うほか、英語、中国語、韓国語のページも設置している。

第二節 研修

本会においては、時代の進展に対応し、都道府県の関係する職員の資質の向上、業務の適正な遂行等の確保等を図るため、各都道府県の協力を得て研修会を開催してきた。

この十年間の研修事業として、地方分権推進、金融改革と資金の管理運用、経済・金融、PFI、IT戦略、金融、産業廃棄物処理問題、緊急事態発生時の医療機関等への都道府県の支援態勢、わが国における“食”をめぐる諸問題と行政の対応、防災への新たな意識改革と取組みをテーマに講演を行った。なお、講師には、大学教授、シンクタンク等の識者の方々にお願いしている。

第五章 新都道府県会館の建設

平成三年五月二十二日の理事会で都道府県会館の建替え問題についての意見が出され、(財)都道府県会館での検討を経て、平成五年七月二十二日、全国知事会議において、新都道府県会館(以下、「新会館」という。)建設に係る関連の議案が決議され、正式に本会が新会館の建設事業を行うこととなった。

本会は新都道府県会館建設委員会等設置要綱を定め、新会館の建設事業を円滑に遂行するために、本会の役員知事を構成員とした新都道府県会館建設委員会設置し、新会館の建設に係る事務処理を行うための事務局として、平成五年八月から平成十年三月まで、本会事務局に建設準備局を設置した。

平成八年一月二十五日、会館敷地内において起工式を行い、同年二月一日、解体工事を手始めに新会館建設工事に着工した。また、入館府県の合意が得られたため、工事期間中、東京都丸の内庁舎及び東三号庁舎へ仮移転した。

工事はスケジュールどおり順調に進ちよくし、平成十一年一月定礎を行い、二月には工事が完了し、三月には本会始め入居者の新会館への引っ越しを終えた。

三月十八日、竣工式が行われ、同日、来賓を招いての落成式も行われた。

都道府県相互の一層の連携が期待される二十一世紀において、地方自治の拠点として機能することを目指し、「地域社会に開く」、「人と情報の交流の場を創る」、「快適性、機能性を追求する」をコンセプトにした新会館が四月二日にオープンした。